

201516010A

厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業

障害者の移動支援の在り方に関する実態調査

平成27年度 総括研究報告書

研究代表者 中野 泰志

平成28（2016）年 5月

目次

I. 総括研究報告

障害者の移動支援の在り方に関する実態調査に関する研究

中野 泰志

1. はじめに	-----	1
2. 目的	-----	1
3. 方法		
3. 1 アンケート調査	-----	2
3. 2 倫理面への配慮	-----	2
4. 結果		
4. 1 学校長に対する調査	-----	3
4. 1. 1 回収状況 (p. 3)		
4. 1. 2 所在地 (p. 3)		
4. 1. 3 設置主体・学校種別 (p. 8)		
4. 1. 4 幼児児童生徒数 (p. 10)		
4. 1. 5 登校方法別幼児児童生徒数 (p. 15)		
4. 1. 6 スクールバスの運行の有無 (p. 88)		
4. 1. 7 スクールバスの運行実態 (p. 91)		
4. 1. 8 スクールバスの利用対象 (p. 111)		
4. 1. 9 スクールバス利用のルール (p. 116)		
4. 1. 10 通学指導の有無と内容 (p. 116)		
4. 1. 11 移動支援の制度に関する普及・啓発・相談 (p. 117)		
4. 1. 12 移動支援に関する制度の認知度 (p. 120)		

4. 2 保護者に対する調査	-----	125
4. 2. 1 回収状況 (p. 125)		
4. 2. 2 回答者の居住地 (p. 125)		
4. 2. 3 学校の所在地の特性 (p. 130)		
4. 2. 4 回答者と子供との続柄 (p. 132)		
4. 2. 5 同居家族 (p. 133)		
4. 2. 6 在籍している学校の種類 (p. 134)		
4. 2. 7 学年 (p. 135)		
4. 2. 8 子供の障害種別 (p. 140)		
4. 2. 9 医療的ケアの有無 (p. 141)		
4. 2. 10 通学に要する時間 (p. 142)		
4. 2. 11 自宅から学校に登校する際の手段等 (p. 143)		
4. 2. 12 学校からの下校の際の手段等 (p. 155)		
4. 2. 13 保護者による登下校における通学支援 (p. 164)		
4. 2. 14 移動支援の利用状況 (p. 175)		
5. 結果のまとめ		
5. 1 学校調査の概要	-----	182
5. 2 保護者調査 (サンプリング調査)	-----	187
6. 考察	-----	192
7. 提言	-----	194
8. 結論	-----	195
謝辞・問い合わせ先	-----	196
移動支援に対するアンケート調査 <学校長用質問項目>	-----	197
移動支援に対するアンケート調査 <保護者用質問項目>	-----	200

平成27年度厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））

障害者の移動支援の在り方に関する実態調査報告書

(H27-身体・知的-一般-002)

中野 泰志（慶應義塾大学）

1. はじめに

障害者総合支援法は、法施行後3年を目途とした見直しにおいて、「障害者等の移動の支援」について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとするとされている。

これに先立ち、我々は平成25年度障害者総合福祉推進事業において同行援護に関する実態調査を実施した。この調査研究の結果、特に視覚障害児の通学において、福祉と教育のサービスの狭間の問題が生じていることが明らかになった。最も大きな問題は、通学においても、自宅からスクールバスまでの送迎等の福祉ニーズが存在することであった。特に、重複障害のために自立訓練を受けても単独での移動が困難なケースや音響装置付信号機等の安全を確保する環境整備が出来ていない地域等では、家族が移動支援を行わざるを得ないことがわかった。また、子供の移動支援のために、家族が就労を断念したり、転職したり、年休を取り続けなければならないケースや特別支援学校への進学を断念せざるを得ないケース等があることがわかった。

移動支援に関する事業全般に於いて「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通学等の通年かつ長期にわたる外出」を対象としていないが、自宅からスクールバスまでの移動支援については、制度の狭間であり、どの程度のニーズがあるか、どのような解決方法が考えられるかが明らかになっていない。また、独力で移動することが困難な障害児の移動を制度上、どのように捉え、どのような支援策が必要なのかを検討する必要がある。さらに、通学支援のために、家族の社会参加、特に、母親の社会参加にどのような影響が出ているのかは明らかになっていない。そこで、本調査研究では、特別支援学校を対象に実態調査を行い、課題の整理と問題解決に向けた提言を行う。そして、自立訓練では自力で移動することが困難な状況にある児童生徒の移動を支援できる体制を構築すると同時に、障害児を持つ母親等家族の社会参加を推進するための基礎研究の役割も果たす。

2. 目的

障害者の社会参加を促進する上で、移動支援にかかる福祉制度は極めて重要な役割を果たしている。近年、移動支援の個別給付の拡大と新設（同行援護）により、障害者の移動支援環境は充実

しつつあるが、移動支援が「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通学等の通年かつ長期にわたる外出」を対象としていることや、地域による差や制度の狭間等、解決すべき課題もある。申請者らが実施した同行援護に関する調査の結果では、視覚障害児の通学においても福祉ニーズに基づく移動支援が必要なケースが存在することがわかった。最も大きな問題は、自宅からスクールバスまでの送迎であった。現行制度では、自宅からスクールバスまでは、障害児が自立訓練を受けた上で単独で移動するか、保護者が送迎することが原則になっている。しかし、障害を併せ有するために、自立訓練を受けても、単独で移動することが困難な事例があることがわかった。また、音響装置付信号機等の環境整備が出来ていないために、安全上の理由で、単独では移動させられない事例があることもわかった。これらの事例では、家族、特に、母親が自宅からスクールバスの停留所までの送迎を行っており、そのために、家族が就労を断念したり、転職したり、年休を取り続けなければならない事例があることがわかった。また、仕事の都合で送迎が出来ないために、進学を断念せざるを得ない事例等もあることがわかった。そこで、本研究では、通学における移動支援にかかる福祉ニーズをアンケートにより明らかにする。

3. 方法

3. 1 アンケート調査

本研究では、特別支援学校の校長や教員等へヒアリング調査を行った上で、アンケート項目を決定し、郵送方式のアンケート調査を実施した。文部科学省と全国特別支援学校長会の協力を得て、移動支援の対象となる視覚障害、知的障害、病弱、肢体不自由のある児童生徒が在籍しているすべての特別支援学校の校長に調査を依頼した。アンケート項目は、在籍児童生徒の障害の特徴、登下校の方法、スクールバスの運行状況、通学に関する指導・支援の実態、移動支援制度の認知度等で、調査項目数は校長用が 15 間 326 項目、保護者用が 21 間 68 項目であった。

特別支援学校長会の調査によれば、視覚障害特別支援学校（85 校）、肢体不自由特別支援学校（334 校）、知的障害特別支援学校（706 校）、病弱特別支援学校（143 校）の合計 1,268 校であった。この内、分校は本校に、併置校や総合特別支援学校は、主たる障害種別に統合し、視覚障害特別支援学校（69 校）、肢体不自由特別支援学校（285 校）、知的障害特別支援学校（531 校）、病弱特別支援学校（64 校）の合計 949 校にアンケート調査を郵送した。校長用の調査（学校調査）は悉皆で、保護者用の調査（保護者調査）は各校の PTA 役員を中心に学部等のバランスを考慮して 10 人をサンプリングしたサンプリング調査であった。

3. 2 倫理面への配慮

本研究は、研究方法、アンケート調査の内容及び実施方法、個人情報の取り扱いや管理方法等について慶應義塾研究倫理審査委員会の審査を受けて実施した。アンケート調査の作成・実施にあたっては、文部科学省と全国特別支援学校長会のアドバイスを受け、個人や学校が特定されないように

に留意した。また、収集したデータは、個人情報保管庫に入れて管理しており、電子データも外部のネットワークからは隔離されたパソコンに保存して管理している。なお、研究終了後には、収集した紙の調査票は大学の管理により焼却処分を、また、電子データは専用ツールを用いて破棄する予定である。

4. 結果

以下、学校長に対する調査と保護者に対する調査の集計結果を示した。なお、自由記述は、設問毎に記述内容の分類と代表的な記述のみを示した。

4. 1 学校長に対する調査（学校調査）

4. 1. 1 回収状況

学校長に対する調査は、アンケートを配布した 949 校中 666 校（回収率 70.2%）から有効回答が得られた。表 4. 1. 1. 1 に学校種別の回収率を示した。病弱特別支援学校からの回収率が最も高かった。

表 4. 1. 1. 1 学校種別の回収率

	配布数（校）	回収数（校）	回収率（%）
視覚障害	69	46	66.7
肢体不自由	285	171	60
知的障害	531	361	68
病弱	64	61	95.3
総合	-	24	-
無回答	-	3	-
計	949	666	70.2

4. 1. 2 所在地（設問「貴校の所在地等をお教え下さい。」）<回答総数 666 校>

表 4. 1. 2. 1 に回答があった学校（回答校）の所在地を示した。高知県を除く、すべての都道府県から回答が得られた。また、表 4. 1. 2. 2、表 4. 1. 2. 3 には障害種ごとの回答校の所在地を示した。

表 4. 1. 2. 1 回答校の所在地

	学校数（校）	比率（%）
北海道	22	3.3

青森県	18	2.7
岩手県	19	2.9
宮城県	14	2.1
秋田県	10	1.5
山形県	10	1.5
福島県	15	2.3
茨城県	11	1.7
栃木県	9	1.4
群馬県	14	2.1
埼玉県	19	2.9
千葉県	27	4.1
東京都	41	6.2
神奈川県	39	5.9
新潟県	20	3.0
富山県	12	1.8
石川県	8	1.2
福井県	19	2.9
山梨県	10	1.5
長野県	9	1.4
岐阜県	23	3.5
静岡県	26	3.9
愛知県	14	2.1
三重県	9	1.4
滋賀県	10	1.5
京都府	4	0.6
大阪府	21	3.2
兵庫県	23	3.5
奈良県	10	1.5
和歌山県	7	1.1
鳥取県	5	0.8
島根県	7	1.1
岡山県	12	1.8
広島県	4	0.6
山口県	16	2.4

徳島県	11	1.7
香川県	7	1.1
愛媛県	10	1.5
高知県	0	0.0
福岡県	19	2.9
佐賀県	11	1.7
長崎県	9	1.4
熊本県	7	1.1
大分県	10	1.5
宮崎県	8	1.2
鹿児島県	23	3.5
沖縄県	12	1.8
無回答	2	0.3
計	666	100.0

表4. 1. 2. 2 障害種別の回答校の所在地（単一、総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
北海道	2 (4.8)	4 (5.2)	13 (5)	1 (4)	0 (0)
青森県	2 (4.8)	2 (2.6)	6 (2.3)	1 (4)	0 (0)
岩手県	1 (2.4)	1 (1.3)	3 (1.2)	1 (4)	0 (0)
宮城県	1 (2.4)	1 (1.3)	9 (3.5)	0 (0)	0 (0)
秋田県	1 (2.4)	0 (0)	5 (1.9)	0 (0)	1 (4.2)
山形県	1 (2.4)	0 (0)	7 (2.7)	0 (0)	0 (0)
福島県	1 (2.4)	2 (2.6)	10 (3.8)	2 (8)	0 (0)
茨城県	1 (2.4)	2 (2.6)	5 (1.9)	1 (4)	0 (0)
栃木県	0 (0)	1 (1.3)	6 (2.3)	2 (8)	0 (0)
群馬県	0 (0)	3 (3.9)	9 (3.5)	1 (4)	0 (0)
埼玉県	1 (2.4)	6 (7.8)	11 (4.2)	0 (0)	0 (0)
千葉県	1 (2.4)	2 (2.6)	17 (6.5)	2 (8)	0 (0)
東京都	4 (9.5)	7 (9.1)	20 (7.7)	1 (4)	0 (0)
神奈川県	2 (4.8)	3 (3.9)	11 (4.2)	0 (0)	0 (0)
新潟県	0 (0)	2 (2.6)	13 (5)	1 (4)	2 (8.3)
富山県	0 (0)	2 (2.6)	5 (1.9)	0 (0)	0 (0)

石川県	0 (0)	1 (1.3)	2 (0.8)	1 (4)	0 (0)
福井県	1 (2.4)	1 (1.3)	3 (1.2)	0 (0)	6 (25)
山梨県	0 (0)	2 (2.6)	4 (1.5)	0 (0)	0 (0)
長野県	2 (4.8)	1 (1.3)	3 (1.2)	1 (4)	0 (0)
岐阜県	1 (2.4)	1 (1.3)	4 (1.5)	1 (4)	3 (12.5)
静岡県	3 (7.1)	3 (3.9)	5 (1.9)	1 (4)	0 (0)
愛知県	2 (4.8)	6 (7.8)	6 (2.3)	0 (0)	0 (0)
三重県	1 (2.4)	3 (3.9)	4 (1.5)	0 (0)	0 (0)
滋賀県	0 (0)	0 (0)	3 (1.2)	1 (4)	0 (0)
京都府	1 (2.4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (4.2)
大阪府	1 (2.4)	4 (5.2)	9 (3.5)	1 (4)	0 (0)
兵庫県	0 (0)	4 (5.2)	14 (5.4)	0 (0)	0 (0)
奈良県	1 (2.4)	0 (0)	4 (1.5)	0 (0)	0 (0)
和歌山県	1 (2.4)	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)
鳥取県	0 (0)	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)
島根県	0 (0)	0 (0)	4 (1.5)	0 (0)	0 (0)
岡山県	1 (2.4)	0 (0)	5 (1.9)	0 (0)	0 (0)
広島県	1 (2.4)	1 (1.3)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)
山口県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (45.8)
徳島県	1 (2.4)	0 (0)	3 (1.2)	0 (0)	0 (0)
香川県	0 (0)	1 (1.3)	5 (1.9)	1 (4)	0 (0)
愛媛県	1 (2.4)	0 (0)	5 (1.9)	0 (0)	0 (0)
高知県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
福岡県	1 (2.4)	2 (2.6)	7 (2.7)	2 (8)	0 (0)
佐賀県	1 (2.4)	1 (1.3)	2 (0.8)	0 (0)	0 (0)
長崎県	0 (0)	2 (2.6)	2 (0.8)	1 (4)	0 (0)
熊本県	0 (0)	2 (2.6)	2 (0.8)	0 (0)	0 (0)
大分県	1 (2.4)	0 (0)	8 (3.1)	0 (0)	0 (0)
宮崎県	1 (2.4)	0 (0)	0 (0)	1 (4)	0 (0)
鹿児島県	1 (2.4)	1 (1.3)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)
沖縄県	1 (2.4)	3 (3.9)	2 (0.8)	1 (4)	0 (0)
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	42 (100)	77 (100)	260 (100)	25 (100)	24 (100)

単位：校 (%)

表4. 1. 2. 3 障害種別の回答校の所在地（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
北海道	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (2.8)	0 (0)	22 (3.3)
青森県	0 (0)	3 (3.2)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	18 (2.7)
岩手県	0 (0)	5 (5.3)	6 (5.9)	2 (5.6)	0 (0)	19 (2.9)
宮城県	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (5.6)	0 (0)	14 (2.1)
秋田県	0 (0)	1 (1.1)	1 (1)	1 (2.8)	0 (0)	10 (1.5)
山形県	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (1.5)
福島県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (2.3)
茨城県	0 (0)	1 (1.1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (1.7)
栃木県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (1.4)
群馬県	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	14 (2.1)
埼玉県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2.8)	0 (0)	19 (2.9)
千葉県	0 (0)	3 (3.2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	27 (4.1)
東京都	1 (25)	3 (3.2)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	41 (6.2)
神奈川県	0 (0)	10 (10.6)	11 (10.9)	2 (5.6)	0 (0)	39 (5.9)
新潟県	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	20 (3)
富山県	1 (25)	1 (1.1)	2 (2)	1 (2.8)	0 (0)	12 (1.8)
石川県	0 (0)	2 (2.1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	8 (1.2)
福井県	0 (0)	3 (3.2)	2 (2)	3 (8.3)	0 (0)	19 (2.9)
山梨県	0 (0)	2 (2.1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (1.5)
長野県	0 (0)	1 (1.1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (1.4)
岐阜県	0 (0)	5 (5.3)	4 (4)	4 (11.1)	0 (0)	23 (3.5)
静岡県	0 (0)	7 (7.4)	7 (6.9)	0 (0)	0 (0)	26 (3.9)
愛知県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (2.1)
三重県	0 (0)	1 (1.1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (1.4)
滋賀県	0 (0)	3 (3.2)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (1.5)
京都府	0 (0)	1 (1.1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (0.6)
大阪府	0 (0)	4 (4.3)	1 (1)	1 (2.8)	0 (0)	21 (3.2)
兵庫県	0 (0)	2 (2.1)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	23 (3.5)
奈良県	0 (0)	2 (2.1)	1 (1)	2 (5.6)	0 (0)	10 (1.5)
和歌山県	0 (0)	1 (1.1)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	7 (1.1)
鳥取県	0 (0)	2 (2.1)	1 (1)	1 (2.8)	0 (0)	5 (0.8)

島根県	0 (0)	2 (2.1)	0 (0)	1 (2.8)	0 (0)	7 (1.1)
岡山県	0 (0)	3 (3.2)	2 (2)	1 (2.8)	0 (0)	12 (1.8)
広島県	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (0.6)
山口県	1 (25)	1 (1.1)	2 (2)	1 (2.8)	0 (0)	16 (2.4)
徳島県	0 (0)	2 (2.1)	2 (2)	3 (8.3)	0 (0)	11 (1.7)
香川県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (1.1)
愛媛県	0 (0)	3 (3.2)	0 (0)	1 (2.8)	0 (0)	10 (1.5)
高知県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
福岡県	1 (25)	2 (2.1)	2 (2)	2 (5.6)	0 (0)	19 (2.9)
佐賀県	0 (0)	3 (3.2)	3 (3)	1 (2.8)	0 (0)	11 (1.7)
長崎県	0 (0)	1 (1.1)	1 (1)	1 (2.8)	1 (33.3)	9 (1.4)
熊本県	0 (0)	1 (1.1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	7 (1.1)
大分県	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (1.5)
宮崎県	0 (0)	2 (2.1)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	8 (1.2)
鹿児島県	0 (0)	9 (9.6)	9 (8.9)	2 (5.6)	0 (0)	23 (3.5)
沖縄県	0 (0)	2 (2.1)	1 (1)	2 (5.6)	0 (0)	12 (1.8)
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (66.7)	2 (0.3)
計	4 (100)	94 (100)	101 (100)	36 (100)	3 (100)	666 (100)

単位：校 (%)

4. 1. 3 設置主体・学校種別（設問「貴校の設置主体や学校種別についてお教え下さい。」<回答総数 666 校>）

(1) 設置主体（設問「設置主体をお教えください。(○は1つ)」<回答総数 666 校>）

表4. 1. 3. 1に回答校の設置主体を示した。表4. 1. 3. 2～表4. 1. 3. 4には、障害種別ごとの設置主体を示した。

表4. 1. 3. 1 設置主体

	学校数(校)	比率(%)
国立	29	4.4
都道府県立	569	85.4
市区町村立	62	9.3
私立	4	0.6
無回答	2	0.3
計	666	100.0

表4. 1. 3. 2 障害種別の学校数

	学校数 (校)	比率 (%)
視覚	42	6.3
知的	260	39.0
肢体	77	11.6
病弱	25	3.8
視覚, 病弱	3	0.5
視覚, 知的	3	0.5
聴覚, 知的	7	1.1
知的, 不明	1	0.2
知的, 病弱	9	1.4
知的, 肢体	127	19.1
肢体, 病弱	28	4.2
病弱, 知的	7	1.1
視覚, 肢体, 病弱	3	0.5
聴覚, 知的, 肢体	7	1.1
知的, 肢体, 病弱	30	4.5
聴覚, 知的, 肢体, 病弱	3	0.5
視覚, 聽覚, 知的, 肢体, 病弱	7	1.1
総合	24	3.6
無回答	3	0.5
計	666	100.0

表4. 1. 3. 3 障害種別の設置主体（単一、総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
国立	1 (2.4)	1 (1.3)	27 (10.4)	0 (0)	0 (0)
都道府県立	40 (95.2)	60 (77.9)	201 (77.3)	22 (88)	21 (87.5)
市区町村立	1 (2.4)	16 (20.8)	28 (10.8)	3 (12)	3 (12.5)
私立	0 (0)	0 (0)	4 (1.5)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	42 (100)	77 (100)	260 (100)	25 (100)	24 (100)

単位：校 (%)

表4. 1. 3. 4 障害種別の設置主体（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
国立	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	29 (4.4)
都道府県立	4 (100)	89 (94.7)	98 (97)	33 (91.7)	1 (33.3)	569 (85.4)
市区町村立	0 (0)	5 (5.3)	3 (3)	3 (8.3)	0 (0)	62 (9.3)
私立	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0.6)
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (66.7)	2 (0.3)
計	4 (100)	94 (100)	101 (100)	36 (100)	3 (100)	666 (100)

単位：校 (%)

(2) 学校種別（設問「学校種別についてお教えください。その他の学校を併置している場合には、併置している障害部門にも○をつけてください。」<回答総数 666 校>）

表4. 1. 3. 5に回答校の学校種別を示した。

表4. 1. 3. 5 学校種別

	学校数 (校)	比率 (%)
単一の障害部門のみ	404	60.7
複数の学校種別を併置している	235	35.3
総合	24	3.6
無回答	3	0.5
計	666	100.0

4. 1. 4 幼児児童生徒数（設問「貴校に平成 27 年 5 月 1 日時点での在籍している幼児児童生徒についてお教え下さい。」）

(1) 設置学部（設問「設置している学部をお教え下さい。（該当するすべてに○）」<回答総数 666 校>）

表4. 1. 4. 1に回答校に設置されている学部（設置学部）を示した。表4. 1. 4. 2～表4. 1. 4. 3には、障害種別ごとの設置学部を示した。

表4. 1. 4. 1 設置学部

	学校数 (校)	比率 (%)
幼稚部	67	10.1
小学部	587	88.1
中学部	587	88.1

高等部	602	90.4
無回答	2	0.3

表4. 1. 4. 2 障害種別の設置学部（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	32 (21.1)	5 (2.3)	6 (0.9)	1 (1.4)	7 (9.6)
小学部	41 (27)	76 (34.5)	216 (32.1)	24 (34.3)	21 (28.8)
中学部	41 (27)	74 (33.6)	215 (31.9)	25 (35.7)	23 (31.5)
高等部	38 (25)	65 (29.5)	236 (35.1)	20 (28.6)	22 (30.1)
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	152 (100)	220 (100)	673 (100)	70 (100)	73 (100)

単位：校 (%)

表4. 1. 4. 3 障害種別の設置学部（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	4 (28.6)	6 (2.2)	4 (1.5)	2 (2.2)	0 (0)	67 (3.6)
小学部	4 (28.6)	92 (33.1)	83 (31)	27 (30.3)	3 (37.5)	587 (31.8)
中学部	4 (28.6)	90 (32.4)	83 (31)	29 (32.6)	3 (37.5)	587 (31.8)
高等部	2 (14.3)	89 (32)	98 (36.6)	30 (33.7)	2 (25)	602 (32.6)
無回答	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)	1 (1.1)	0 (0)	2 (0.1)
計	14 (100)	278 (100)	268 (100)	89 (100)	8 (100)	1,845 (100)

単位：校 (%)

(2) 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の有無（設問「学校で医療的ケアを受けている幼児児童生徒はいますか。（○は1つ）」<回答総数 666 校>）

表4. 1. 4. 4 に医療的ケアの必要な幼児児童生徒の在籍の有無を示した。約半数の表4. 1. 4. 5～表4. 1. 4. 6には、障害種別ごとの医療的ケアが必要な幼児児童生徒の有無を示した。

表4. 1. 4. 4 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の有無

	学校数 (校)	比率 (%)
在籍している	351	52.7
在籍していない	310	46.5
無回答	5	0.8

計	666	100.0
---	-----	-------

表4. 1. 4. 5 障害種別・医療的ケアが必要な幼児児童生徒の有無（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
いる	10 (23.8)	75 (97.4)	92 (35.4)	14 (56)	16 (66.7)
いない	32 (76.2)	2 (2.6)	166 (63.8)	11 (44)	8 (33.3)
無回答	0 (0)	0 (0)	2 (0.8)	0 (0)	0 (0)
計	42 (100)	77 (100)	260 (100)	25 (100)	24 (100)

単位：校 (%)

表4. 1. 4. 6 障害種別・医療的ケアが必要な幼児児童生徒の有無（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
いる	0 (0)	83 (88.3)	48 (47.5)	12 (33.3)	1 (33.3)	351 (52.7)
いない	4 (100)	10 (10.6)	52 (51.5)	23 (63.9)	2 (66.7)	310 (46.5)
無回答	0 (0)	1 (1.1)	1 (1)	1 (2.8)	0 (0)	5 (0.8)
計	4 (100)	94 (100)	101 (100)	36 (100)	3 (100)	666 (100)

単位：校 (%)

(3) 学部別の幼児児童生徒数（設問「各学部の幼児児童生徒を、医療的ケアを受けていない・受けている別に、お教え下さい。」）

a) 医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数：61,952 人

表4. 1. 4. 7 に医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を学部別に示した。表4. 1. 4. 8～表4. 1. 4. 9には、障害種ごとの学部別医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 4. 7 学部別医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数(人)	比率(%)
幼稚部	243	0.4
小学部	16,720	27.0
中学部	14,137	22.8
高等部	30,852	49.8
計	61,952	100.0

表4. 1. 4. 8 障害種別・学部別医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	141 (6.7)	21 (0.4)	53 (0.1)	0 (0)	2 (0.2)
小学部	424 (20.3)	2,241 (42.8)	9,065 (24.4)	301 (28.9)	366 (29.4)
中学部	325 (15.5)	1,383 (26.4)	8,258 (22.3)	340 (32.6)	329 (26.4)
高等部	1,202 (57.5)	1,587 (30.3)	19,717 (53.2)	402 (38.5)	550 (44.1)
計	2,092 (100)	5,232 (100)	37,093 (100)	1,043 (100)	1,247 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 4. 9 障害種別・学部別医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	21 (18.1)	4 (0.1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	243 (0.4)
小学部	35 (30.2)	1,271 (40.2)	2,926 (25.4)	58 (15.8)	33 (34)	16,720 (27)
中学部	33 (28.4)	785 (24.8)	2,572 (22.4)	72 (19.6)	40 (41.2)	14,137 (22.8)
高等部	27 (23.3)	1,099 (34.8)	6,006 (52.2)	238 (64.7)	24 (24.7)	30,852 (49.8)
計	116 (100)	3,159 (100)	11,505 (100)	368 (100)	97 (100)	61,952 (100)

単位：人 (%)

b) 医療的ケアを受けている幼児児童生徒数：3,665 人

表4. 1. 4. 10に医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を学部別に示した。表4. 1. 4. 11～表4. 1. 4. 12障害種ごとの学部別・医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 4. 10 学部別医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数(人)	比率(%)
幼稚部	13	0.4
小学部	1,777	48.5
中学部	925	25.2
高等部	950	25.9
計	3,665	100.0

表4. 1. 4. 11 障害種別・学部別の医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（単一・総合）

	单一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	2 (11.1)	3 (0.2)	0 (0)	0 (0)	4 (4)
小学部	7 (38.9)	724 (52.2)	229 (49.1)	67 (46.9)	43 (43)
中学部	7 (38.9)	350 (25.3)	122 (26.2)	32 (22.4)	35 (35)
高等部	2 (11.1)	309 (22.3)	115 (24.7)	44 (30.8)	18 (18)
計	18 (100)	1,386 (100)	466 (100)	143 (100)	100 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 4. 1 2 障害種別・学部別の医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	4 (0.4)	0 (0)	0 (0)	-	13 (0.4)
小学部	-	541 (48.9)	129 (34.6)	37 (51.4)	-	1,777 (48.5)
中学部	-	265 (23.9)	97 (26)	17 (23.6)	-	925 (25.2)
高等部	-	297 (26.8)	147 (39.4)	18 (25)	-	950 (25.9)
計	-	1,107 (100)	373 (100)	72 (100)	-	3,665 (100)

単位：人 (%)

c) 幼児児童生徒数の合計：65,617人

表4. 1. 4. 1 3には学部別の幼児児童生徒数の合計を示した。表4. 1. 4. 1 4～表4. 1. 4. 1 5には障害種ごとの学部別の幼児児童生徒数の合計を示した。

表4. 1. 4. 1 3 学部別の幼児児童生徒数の合計

	人数(人)	比率(%)
幼稚部	256	0.4
小学部	18,497	28.2
中学部	15,062	23.0
高等部	31,802	48.5
計	65,617	100.0

表4. 1. 4. 1 4 障害種別・学部別の幼児児童生徒数の合計（单一・総合）

	单一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	143 (6.8)	24 (0.4)	53 (0.1)	0 (0)	6 (0.4)
小学部	431 (20.4)	2,965 (44.8)	9,294 (24.7)	368 (31)	409 (30.4)

中学部	332 (15.7)	1,733 (26.2)	8,380 (22.3)	372 (31.4)	364 (27)
高等部	1,204 (57.1)	1,896 (28.6)	19,832 (52.8)	446 (37.6)	568 (42.2)
計	2,110 (100)	6,618 (100)	37,559 (100)	1,186 (100)	1,347 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 4. 1. 5 障害種別・学部別の幼児児童生徒数の合計（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	21 (18.1)	8 (0.2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	256 (0.4)
小学部	35 (30.2)	1,812 (42.5)	3,055 (25.7)	95 (21.6)	33 (34)	18,497 (28.2)
中学部	33 (28.4)	1,050 (24.6)	2,669 (22.5)	89 (20.2)	40 (41.2)	15,062 (23.0)
高等部	27 (23.3)	1,396 (32.7)	6,153 (51.8)	256 (58.2)	24 (24.7)	31,802 (48.5)
計	116 (100)	4,266 (100)	11,878 (100)	440 (100)	97 (100)	65,617 (100)

単位：人 (%)

4. 1. 5 登校方法別幼児児童生徒数（設問「幼児児童生徒の登校方法についてお教え下さい。お手数ですが、医療的ケアの有無、登校している場所、所属学部ごとに人数をお書き下さい。」）

4. 1. 5. 1 登校について

(1) 医療的ケアが必要ない場合：学校で医療的ケアを受けていない幼児児童生徒（総数 61,952 人）の登校方法

- a) 主として寄宿舎から登校している幼児児童生徒（登校・医療的ケアなし・寄宿舎）
 - 1) 寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（登校・医療的ケアなし・寄宿舎・自力）：3,262 人

表4. 1. 5. 1. 1 には寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 1. 2～表4. 1. 5. 1. 3 には障害種ごとの寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 1 寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（%）
幼稚部	0	0.0
小学部	92	2.8
中学部	401	12.3
高等部	2,769	84.9
計	3,262	100.0

表4. 1. 5. 1. 2 障害種別・寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けていない幼児
児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	21 (3.5)	6 (3.5)	32 (1.8)	25 (53.2)	0 (0)
中学部	101 (16.7)	34 (19.8)	150 (8.3)	18 (38.3)	14 (20)
高等部	482 (79.8)	132 (76.7)	1,630 (90)	4 (8.5)	56 (80)
計	604 (100)	172 (100)	1,812 (100)	47 (100)	70 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 1. 3 障害種別・寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けていない幼児
児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	2 (9.1)	1 (1.1)	4 (0.9)	1 (50)	0 (0)	92 (2.8)
中学部	7 (31.8)	13 (14.1)	63 (14.6)	0 (0)	1 (11.1)	401 (12.3)
高等部	13 (59.1)	78 (84.8)	365 (84.5)	1 (50)	8 (88.9)	2,769 (84.9)
計	22 (100)	92 (100)	432 (100)	2 (100)	9 (100)	3,262 (100)

単位：人 (%)

2) 寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児
児童生徒数（登校・医療的ケアなし・寄宿舎・付添）：1,017 人

表4. 1. 5. 1. 4には寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的
ケアを受けていない幼児児童生徒数を学部別に示した。表4. 1. 5. 1. 5～表4. 1. 5. 1.
6には障害種ごとの寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを
受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 4 寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケア
を受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（%）
幼稚部	1	0.1
小学部	101	9.9
中学部	251	24.7

高等部	664	65.3
計	1,017	100.0

表4. 1. 5. 1. 5 障害種別・寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
小学部	36 (25.5)	8 (4.9)	44 (11.1)	2 (11.1)	-
中学部	40 (28.4)	51 (31.3)	93 (23.4)	10 (55.6)	-
高等部	65 (46.1)	104 (63.8)	261 (65.6)	6 (33.3)	-
計	141 (100)	163 (100)	398 (100)	18 (100)	-

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 1. 6 障害種別・寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	0 (0)	1 (0.5)	-	0 (0)	1 (0.1)
小学部	2 (33.3)	2 (2.4)	7 (3.4)	-	0 (0)	101 (9.9)
中学部	4 (66.7)	15 (18.1)	38 (18.4)	-	0 (0)	251 (24.7)
高等部	0 (0)	66 (79.5)	161 (77.8)	-	1 (100)	664 (65.3)
計	6 (100)	83 (100)	207 (100)	-	1 (100)	1,017 (100)

単位：人 (%)

3) 寄宿舎から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（登校・医療的ケアなし・寄宿舎）：4,279人

表4. 1. 5. 1. 7には寄宿舎から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計を示した。表4. 1. 5. 1. 8～表4. 1. 5. 1. 9には障害種ごとの寄宿舎から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計を示した。

表4. 1. 5. 1. 7 寄宿舎から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計

	人数（人）	比率（%）
幼稚部	1	0.0
小学部	193	4.5